

変 更 届

年 月 日

(該当する業者区分、届出にチェックを入れてください)

- 東京電子自治体共同運営参加者以外の契約業者
- 小規模契約事業者登録業者
- 支払金口座振替登録者
 - 登録情報(商号、契約者、印鑑等)の変更 →①欄に記入
 - 支払金口座振替先の変更 →②欄に記入

受 付 印

台東区長 殿

〒 - -

所在地..... TEL - -

商号・名称.....

契約者・口座振替依頼者..... ④

下記のとおり変更しました。

① 商号又は名称、契約者・口座振替依頼者の役職・氏名、所在地、印鑑、電話・FAX 番号の変更

変更事項	変 更 後				←	変 更 前			
印 鑑	実印	改 印	代理人・使用印	新設・改印	実印	改 印	代理人・使用印	改印・廃止	

② 支払金口座振替先の変更 (すでに会計課へ口座登録されている方のみ)

※初めて口座振替登録を希望される方は、別の届出になります。会計課までお問合せください。

今後の支払金振込先は、下記の口座へ変更してください。

金融機関名	銀行・信用金庫	本店	
	信用組合	支店	
預金種別	1. 普通預金 2. 当座預金	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※変更届処理後、1か月程度は区からの支払が変更前の口座に振り込まれる場合がありますのでご了承ください。

事務処理欄

支払金口座振替登録 番号(債権者コード)	
物品	
工事	

経理課長	契約係長	担当者

課長	係長(会)	係長(審)	担当者
登録外・小規模・会計			
物・工	郵送・窓口	委任状	

受付	
入力	
通知	

＜ 添付書類と注意事項 ＞

		① 商号又は名称、契約者・口座振替依頼者の役職・氏名、所在地、印鑑、 電話・FAX 番号の変更			② 支払金口座振替先の変更
		東京電子自治体共同運営参加者以外の 契約業者	小規模契約事業者 登録業者	支払金口座 登録業者	共 通
変 更 事 項 及 び 添 付 書 類	1 組 織 (有)→(株) 個人→法人等	[代表者が変更しない場合のみ変更可] 閉鎖登記簿謄本 登記簿謄本 定款 等 ※代理人を設置の場合：委任状	[法人の場合] 登記簿謄本	添付書類不要	添付書類不要 【注意事項】 1 普通・当座以外の預金（貯蓄預金等）、全国銀行内国為替制度に加盟していない金融機関への振込は不可。 2 法人の口座振替依頼者は契約権限のある代表者が原則です。代表者以外の依頼人の場合は契約権限の委任がなされていることが必要です。 3 原則として振替先口座名義人は代表者（＝契約者・支払金請求者）と同一のこと。 なお、振替先口座名義人が異なる場合は支払金受領についての委任状を添付すること。（様式については会計課へお問い合わせください。）
	2 商号又は名称	登記簿謄本	[個人の場合] 住民票 (世帯一部) 本籍・続柄省略可		
	3 契約者・口座 振替依頼者 役職・氏名	[契約者・振替依頼者が代表者の場合] 登記簿謄本 [契約者・振替依頼者が代理人の場合] 委任状			
	4 所在地	登記簿謄本 ※登記簿上と実際の所在地が異なる場合は、所在地が確認できる書類（家屋等の賃貸借契約書の写し等） ※住居表示変更の場合は添付書類不要			
	5 実 印	印鑑証明書	添付書類不要		
	6 使用印	添付書類不要			
	7 代理人印	委任状			
	8 電話・FAX 番号	添付書類不要			
	注 意 事 項	1 委任状は必ず指定の様式を使用すること。（様式については経理課へお問い合わせください。） 2 証明書類は発行日から3ヶ月以内の正本を添付すること。 <u>登記簿謄本は正本を提示すれば写しの提出でも可。</u> 3 合併・営業譲渡等を行った場合の事務手続きについては、経理課に相談すること。 4 窓口にて添付書類の確認を行いますので、郵送による受付は行いません。	登記簿謄本・住民票は発行日から3ヶ月以内のもの。 <u>正本を提示すれば写しの提出でも可。</u>		
提出先・問合せ および受付時間	<p>★ 変更事項全般について（支払金口座振替先のみの変更の場合は下記へ） →経理課契約担当（本庁舎4F） TEL03-5246-1084</p> <p>★ 支払金口座振替先の変更について →会計課（本庁舎1F） TEL03-5246-1381</p> <p>※受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで</p>				